



棚卸資産の取扱い



●売上原価
=(期首棚卸資産+当期仕入高)
-期末棚卸資産

額で、期末棚卸資産
次のはずれの方
法で算出した取得価
格を選びます。

図表 評価方法による評価額の違い



(1)先入先出法

*期末3万個は「7/1購入の残り1万個」と「1/1購入の2万個」と考える
①7/1購入分の評価額 ②期末評価額
③期末評価額

(2)移動平均法

①平均単価
②期末評価額
③期末評価額
④最終仕入原価法

(3)最終仕入原価法

①7/1購入分の単価
②期末評価額
③期末評価額
④最終仕入原価法

※個別法と完備還元法は省略

棚卸資産とは販売目的で保有する物品やサービス等のことです。土地や建物も、不動産会社が販売目的で保有する場合は棚卸資産です。法人税法では、次のもの（有価証券等を除く）が該当します。
(1)商品または製品（副産物および作業くすを含む）
「商品」は加工しないで販売する物品、「製品」は加工して販売する物品のことです。スーパーでいえば、仕入れた野菜をそのまま販売するなら「商品」、調理して惣菜として販売するなら「製品」と考へるとわかりやすいでしょう。「副産物」とは製品を製造する過程で派生してきた物品で、豆腐をつくる際の「おから」等があります。「作業くす」とは原材料を加工する際に生じたかけらや切れ端のことで、木材を裁断した

際の「おがくず」等が該当します。これらも販売目的で保有しているば棚卸資産です。
(2)半製品
「半製品」は加工の途中にもかわらず外部に販売できるものをいいます。液晶テレビのメーカーが内製した部品（液晶画面等）を外販する場合が該当します。
(3)仕掛品（半成工事を含む）
「仕掛け品」は加工途中の未完成品で、半製品と異なり販売できないものです。造船業では「半成工事」といいます。建設業では「未成工事支出金」とも呼ばれます。

(4)主要原材料・補助原材料
「主要原材料」は製品の主体に用いる材料、「補助原材料」は製品を製造する際に間接的に用いる材料のこと。家屋でいえば木材やコンクリートは「主要原材料」、

(5)消耗品で貯蔵中のもの、その他前記に準する資産
自社で利用する切手や文房具、配布目的の商品券やパンフレット、梱包用の段ボールなど、販売目的以外で保有している未使用の消耗品も棚卸資産に該当します。毎年の中間評価が一定で頻繁に消費する物品等は、棚卸資産に計上しない処理も可能です（金銭と同じ価値のある切手や商品券等を除く）。

(6)釘やベンキは「補助原材料」です。
(7)購入先に支払った代金
(8)関税や引取運賃といった購入にかかる費用
(9)検収や店舗間の配達といった販売等のために直接要した費用
(10)おおむね3%以内の場合
は取得価額に含めないことがで

内の場合には取得価額に含めないことができる
(3)贈与等で取得した場合
①取得する場合に通常要する価額（時価）
②販売等のために直接要した費用

棚卸資産の評価方法
評価方法
棚卸資産の評価方法
評価方法とは、棚卸資産の計上金額を算出するルールです。損益計算の売上原価は左上の算式で計算するため棚卸資産の評価額は所得金額にも影響をもたらします。法人税法では棚卸資産の評価方法は次のように定められています。

(1)原則的評価方法
棚卸資産の評価方法として税務上認められている原則的評価方法は「原価法」と「低価法」で算出されています。
事業の種類や棚卸資産の区分ごとに「原価法」または「低価法」を選択することができます。

出する」とみなして評価する方法です。物価上昇時には利益が多く、物価下落時には利益が少なく計算されます。
(1)購入した場合（デリバティブ取引を除く）
棚卸資産を購入した場合の取得

出する」とみなして評価する方法です。物価上昇時には利益が多く、物価下落時には利益が少なく計算されます。
(1)先入先出法
期末の棚卸資産を個々の取得価額で評価する方法です。
(2)移動平均法
棚卸資産を取得するつど平均単価を計算して期末の棚卸資産を評価する方法です。
(3)最終仕入原価法
事業年度の最後に取得した単価で期末の棚卸資産を評価する方法です。計算が簡便となる反面、年度末の価格変動が評価額に大きく影響するという特徴があります。会社設立時等に届出をしない場合は最終仕入原価法が強制適用されます。会計基準では認められていない評価方法のため上場企業等では採用されません。

影響するという特徴があります。原価率をかけて期末の棚卸資産を評価する方法です。取扱い品種が多いコンビニやドラッグストア等の小売業で主に採用されています。

(1)棚卸資産の対象となる金額（取得価額）は、取引の形態によって主に以下のようになっています。
(1)購入した場合（デリバティブ取引を除く）
棚卸資産を購入した場合の取得

(2)工場従業員に支払う賃金等の労務費
(3)工場の水道光熱費や製造設備の減価償却費等の経費
(4)検査や工場から店舗への配送といった販売等のため直接要した費用。ただし合計額が製造原価（①②③）のおおむね3%以下

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

掲載(予定)テーマ
①棚卸資産と法人税
②棚卸資産の変更と中古資産
③資本的支出と修繕費
④継続資産の取扱い
⑤棚卸資産の取扱い
⑥有価証券の取扱い